

輪島市監査公表第60号

平成28年11月2日付発監査第171号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

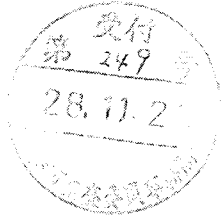
平成28年12月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





発農第780号
平成28年11月29日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 小山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 農林水産課・門前総合支所地域整備課
監査執行年月日 平成28年10月26日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①収入未済額について</p> <p>国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納については、債権者の高齢化・死去などで徴収困難な状況がより深刻化していると考えられる。引きつづき債権者に、ご理解をいただきながら、滞納額縮小に向け取り組まれると共に、関係機関に窮状と抜本的打開策を働きかける時期にきていると考える。</p>	<p>債権者も高齢化し、収入が年金のみの方々も多いことから、納入相談を行いながら可能な範囲で回収を行っているのが現状となっている。</p> <p>今後とも、相続権者等から理解をいただきながら、関係部局間で連携し回収を進めていく。</p>	<p>措置方針等</p>